

## 所沢市教育委員会請願処理規則

### (趣旨)

第1条 この規則は、所沢市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に対する請願及び陳情（以下「請願」という。）の処理に関し必要な事項を定めるものとする。

### (請願書の提出)

第2条 請願者は、邦文を用いて、次に掲げる事項を記載した書面（以下「請願書」という。）を所沢市教育委員会教育長（以下「教育長」という。）に提出しなければならない。

- (1) 件名
- (2) 請願の趣旨
- (3) 提出年月日
- (4) 請願者の住所及び氏名（法人又は団体にあつては、主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名）

### (請願書の処理)

第3条 教育長は、請願書を受理したときは、速やかに教育委員会の会議に付するものとする。

- 2 教育長は、前項の規定にかかわらず、請願書の内容が軽易なもの又は緊急を要するものについては、適切な処理をし、その結果を教育委員会の会議において報告しなければならない。

### (説明の聴取)

第4条 教育委員会は、必要と認めるときは、請願者及びその関係者の出席を求め、説明を聴取することができる。

### (意見の陳述)

第5条 請願者は、教育委員会が許可したときは、教育長の許可する時間内において、請願に関する意見を述べることができる。

- 2 前項の規定により請願に関する意見を述べようとする者は、あらかじめ文書により教育長に申し出なければならない。

### (通知)

第6条 教育委員会は、請願の処理の結果を請願者に通知するものとする。

### (委任)

第7条 この規則に定めるもののほか、請願の処理に関し必要な事項は、別に定める。

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。